

## 公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名) 長野労働局

- 1 開催日 平成29年3月1日(水)
- 2 委員の氏名及び役職等
- |     |       |           |
|-----|-------|-----------|
| 委員長 | 長瀬 一治 | 信州大学大学院教授 |
| 委員  | 中村 康德 | 公認会計士     |
| 委員  | 内村 修  | 弁護士       |
- 3 審査対象期間 平成28年7月1日 ~ 平成28年12月31日契約締結分

## 4 審査契約件数

## (1) 公共工事

## ① 競争入札によるもの

・審査対象件数	<u>1 件</u>
・審議件数	<u>1 件</u>
うち、低入札価格調査の対象となったもの	<u>0 件</u>

## ② 随意契約によるもの

・審査対象件数	<u>0 件</u>
・審議件数	<u>0 件</u>

## (2) 物品・役務等

## ① 競争入札によるもの

・審査対象件数	<u>6 件</u>
・審議件数	<u>6 件</u>
うち、契約金額が500万円以上の案件	<u>1 件</u>
うち、参加者が一者しかないもの	<u>2 件</u>
うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの	<u>0 件</u>
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	<u>0 件</u>

## ② 随意契約によるもの

・審査対象件数	<u>1 件</u>
・審議件数	<u>1 件</u>
うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの	<u>0 件</u>
うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が一者しかないもの	<u>0 件</u>
うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの	<u>0 件</u>
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	<u>0 件</u>

## 5 審査案件の抽出方法

(工事・物品・役務等)  
・全件を審査し抽出なし

## 6 審査結果

不適切等と判断した件数 0 件

結果内容及び措置状況(具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。)

全て所見なし。

別紙様式1

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔競争入札によるもの〕		審査対象期間	平成28年7月1日～平成28年12月31日契約締結分				部局名	長野労働局		
公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）
1 長野労働局箱清水宿舍屋根改修工事	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 岡安 文夫 長野市中御所1-22-1	H28.9.1	(株)太洋	9100001011853	一般競争入札	5,745,600	4,266,000	74.2		なし

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」。2者の場合は「2者」と付すこと。）
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

別紙様式2

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間 平成29年7月1日～平成29年12月31日契約締結分

部局名 長野労働局

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	法人番号	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)
該当なし											

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」。2者の場合は「2者」と付すこと。）
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

## 別紙様式3

## 公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔競争入札によるもの〕		審査対象期間	平成29年7月1日～平成29年12月31日契約締結分				部局名	長野労働局		
物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)
2	平成28年度一般定期健康診断及び臨時健康診断業務委託	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 岡安文夫 長野市中御所1-22-1	H28.7.27	東京都品川区旗の台6-16-11 一般財団法人 全日本労働福祉協会	3010705000051	一般競争入札	7,443,360	6,708,960	90.1%	なし
3	印刷物「離職されたみなさまへ」等の作成に伴う作成業務委託契約	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 岡安文夫 長野市中御所1-22-1	H28.8.19	新潟県新潟市東区津島屋7-30 株式会社 アステージ	8110001021976	一般競争入札	3,158,317	1,358,364	43.0%	なし
4	平成28年度「年度後半における集中的な就職面接会開催事業」	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 岡安文夫 長野市中御所1-22-1	H28.10.3	(株)カシヨキャリア開発センター	5100001004530	一般競争入札	3,106,000	2,365,200	76.1%	なし
5	各官署で使用する灯油の購入契約(中信地域)	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 岡安文夫 長野市中御所1-22-2	H28.10.25	中央石油(株)	7100001013546	一般競争入札	1,396,224	949,400	68.0%	なし
6	「雇用保険事務手続きの手引き」等作成契約	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 岡安文夫 長野市中御所1-22-1	H28.11.24	(株)アステージ	8110001021976	一般競争入札	1,936,872	1,180,380	60.9%	なし
7	長野労働局管内の行政文書廃棄処理業務(長野労働局総合庁舎、労働基準監督署及び公共職業安定所)	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 岡安文夫 長野市中御所1-22-1	H28.12.19	(株)タツノ	2100001009929	一般競争入札	2,178,360	1,742,688	80.0%	なし

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかないものにあつては、「1者」。2者の場合は「2者」と付すこと。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間

平成29年7月1日～平成29年12月31日契約締結分

部局名

長野労働局

物品・役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）
8 実践型地域雇用創造事業	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 岡安 文夫 長野市中御所1-22-1	H28.7.1	東御市大日向337 東御市雇用創造協議会		企画競争	145,069,000	145,069,000	100.0%			なし

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかないものにあつては、「1者」。2者の場合は「2者」と付すこと。）
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

平成 28 年度第 2 回長野労働局公共調達監視委員会が、平成 29 年 3 月 1 日（水）に開催されましたので、審議概要についてお知らせします。

## 平成 28 年度第 2 回長野労働局公共調達監視委員会（審議概要）

### 〔審議日程等〕

開催日及び場所	平成 29 年 3 月 1 日（水） 長野労働基準監督署会議室	
委員（敬称略）	委員長 長瀬 一治 大学教授	
	委員 中村 康德 公認会計士、不動産鑑定士、税理士	
	委員 内村 修 弁護士	
審議対象期間	平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日契約締結分	
抽出案件	8 件（公共工事 1 件、物品役務等 7 件）	
審議案件	8 件（公共工事 1 件、物品役務等 7 件）	
委員からの意見・質問に対する回答等	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

### 〔審議概要〕

#### ○ 案件 1（一般競争入札）

「長野労働局箱清水宿舎屋根改修工事」

（委員）技術を要する工事が。

（事務局）耐久性を求める工事ではあるが、難しいものではないと思われる。

（委員）1 番と 3 番の価格差が大きな要因は。

（事務局）想定より良い素材を提案し高かった。 当局では素材より耐久性重視。素材の材質によりかなりの差がでたのでは。

（委員）局側からの入札に当たって局側のポイントは。事前に入札業者に示すのか。

（事務局）事前に質問がある場合は質問状を送付いただいたり直接相談等があり、局の方針を伝える結果。

#### ○ 案件 2（一般競争入札）

「平成 28 年度一般定期健康診断及び臨時健康診断業務委託」

（委員）基準協会不参加の理由は。

（事務局）基本的に組合員が対象。以前は組合員以外にも積極的に対象を広げる職員がいたと聞いている。

（委員）ほかに業者はいないのか。

（事務局）職員一人一人に健康状態に関する格付けを健康管理医にお願いしている為、同じ業者に同じ基準での結果を健康管理医に提出する都合もあり各地域で業者が違うのは難しい。全県化を網羅しているのはこの 2 社のみ。

- (委員) こちらの役所にはメンタルや健康管理をする特定の部署はないのか。
- (事務局) 健康管理医メンタルヘルス医を外部に委嘱している。労働局専属の方であり、常時相談可能。
- (委員) 再委託はされているのか。
- (事務局) 身長、体重等の基本事項は福祉協会。血液等の検査は再委託。

○ 案件3・6 (一般競争入札)

印刷物「離職されたみなさまへ」等の作成に伴う作成業務委託契約  
「雇用保険事務手続きの手引き」等作成契約

- (委員) 落札率が40%、60%と極端であり今回注目を引く。規模の利益、紙の仕入れの違いなのか。3番も6番も同じ業者が落札しているが。
- (事務局) 安価ではあるが成果物も粗悪品はなく、あまりにも価格差があるので正直戸惑っているが法令違反しているわけではない。
- (委員) 労働局以外での印刷でもこういうことが起きているのか。
- (事務局) 他省庁は未確認だが他の労働局ではいくつか落札している。原版が同じで地名のみ換えたりするだけであり、かなりの量を印刷していると聞いている。
- (委員) アステージに決めたことは最もであり他の業者とは土俵が違う。地元業者が多数参加しているのに、この決め方でよいのかと感じてしまう。地元業者が潤う様な平等に扱っていただく道はないか。
- (委員) 地域を限定することは不可能か。
- (事務局) 入札によらない少額の随契については、出入り業者数社から見積もり合わせをし、そこで一番安価なところをお願いをしている場合もある。ただし少額随契は会計法で許される範囲の契約金額である。
- (委員) あまりに安いと地元の業者がなくなってしまう。  
他の官庁も含めてそういうことが起こっているとすると実際問題結果的には独占に近いものが市場で起こるかもしれない危惧もある。

○ 案件4 (一般競争入札)

「年度後半における集中的な就職面接会開催事業」

- (委員) 未内定の学生に対する特別な仕様はあるのか。
- (事務局) 未内定者として特別な仕様はないが、既卒3年以内の卒業生も対象、未内定就活生については長野労働局各管内の専門学校、短大、大学、毎月10月以降になると未内定者数の状況の把握をとっており、その状況の中で未内定者数を勘案してこの事業を進めている。
- (委員) 面接会を契機に就職した学生の数字を把握しているか。
- (事務局) 3月までの集計になるので現時点では把握していない。
- (委員) 40~80社集めて場所を提供してそれっきりということか。
- (事務局) フォローについては必ずハローワークに誘導するという趣旨。
- (委員) 実際に集まった事業所数は。
- (事務局) 42社。申し込み段階では倍以上の応募があったが会場の都合で断った。

(委員) 参加学生数は。

(事務局) 今年度は83人。

(委員) 企業も学生もさらに多く参加できる方法を今後において工夫してほしい。

○ 案件5 (一般競争入札)

「各官署で使用する灯油の購入契約(中信地区)」について

(委員) 相場があるので落札率は微妙だが競争は働いているように見える。需要量の予測はどのように行っているか。

(事務局) 前年度の使用実績をベースに算出している。

単価契約を定める内容で、使用量を保証するものではないので仕様書に記載し説明をしている。ワンシーズンでも価格が上下するので契約書の中には、上下した場合は都度変更契約。こちらが安くなる場合も含めて、今年度も実績として変更している。常に最新のデータを注意しながらやっている。

(委員) 利便性にかけることはないか。

(事務局) 特にない。

○ 案件7 (一般競争入札)

「長野労働局管内の行政文書廃棄処理業務」について

(事務局) 前年度は、文書の溶解による廃棄を行ったが、長野労働局ではなかったものの、運搬中の書類飛散や不適切な廃棄処理等による機密漏えい事故の危険性もゼロとはいえず、職員の前で機密文書を裁断する「細断処理」が機密の保全を万全にすることと判断され「細断処理による」廃棄処理業者との契約を行うこととした。

落札した業者から聞いたところ、シュレッダー車を確保している企業は県内に少数であるとのこと。

(委員) 実施要綱に細断について破砕処理と書いてあるが、これが長野県には少数ということか。

(事務局) そう聞いている。

(委員) 溶解と細断に価格差はあるのか。

(事務局) 溶解の方が安価。

(委員) 秘密保持に関してのISO基準を踏まえての仕様を取り込むことはできないか？そうすれば溶解でも破砕でも機密保持をきちんと守れる上もう少し安価になるのでは。

(委員) 仕様書によれば復元または判読が不可能な状態まで処理となっているが溶解であろうと破砕であろうときちんと処理はしているのでは。

(事務局) 溶解自体は問題ないが運搬中の事故が考えられる。

(委員) 近隣に溶解工場があるのか。

(事務局) 去年は埼玉県の業者、溶解ならと電話をいただいた群馬の業者もある。

(委員) 遠くまで持って行かないといけないという問題、リスクもある。

○ 案件 8 (随意契約)

「実践型地域雇用創造事業」について

- (委員) 随意契約だが企画競争の部分について本省で確認して実質的な競争はあるということか。
- (事務局) その様なしくみ。
- (委員) 東御市雇用創造協議会とはどういった団体か。
- (事務局) 東御市を中心とした、地元金融機関、商工会から参加していただき、実践型地域雇用創造事業を推進するという目的を元につくられた団体。
- (委員) 落札までの経緯は。
- (事務局) 雇用情勢が芳しくない地域に対し地元雇用を、という目的で実施されるもの。市町村を中心として地元雇用を生み出す可能性のある事業をいくつか提案していただき、その提案について有識者に判断を委ね、第三者委員会にはかり、その提案が確実に雇用を生み出す可能性があるだろうと認められた場合にその構想が採択され、その結果長野労働局として地方労働審議会に同意を図り、審議会の同意を得られた状況から改めて契約へ進むというもの。
- (委員) 今回東御市エリアが対象だが、他にもあるのか。
- (事務局) 県内では塩尻市が27年12月に設置、次が東御市、その後新たに手を挙げたところはない。
- (委員) 複数手が手を挙げた場合は労働局で審査するのか。
- (事務局) 対象地域が雇用状況の数字で線引きされる、その数値を満たす自治体についてはこの事業に手を上げる権利がある。その数値を満たす自治体の中でもこの事業を元に雇用の創造を図りたいという思いを持っている自治体には当局に相談をしていただいて内容の説明や結果が確実に反映されるかどうか事業実施の検討をする。
- (委員) 契約のみということだったが、事業の継続は年度毎であり、その判断は。
- (事務局) アウトプット、アウトカム、の数値をもとに継続できるかの判断をする。その数値が適正であるかの確認を労働局が行うが、その数値をもとに継続の可否を行うのは本省、第三者委員会においての判断することとなる。
- (委員) 東御市が主体的な役割を担って雇用創出や地域の産業育成が本来のあり方ではないか？そこは手が回らないのか、予算的に不足があるのか、公的な立場ではなかなかできない事業を協議会などに委託をしてもう少し柔軟な法的な面からはやりきれない分をやってもらうということなのか。
- (事務局) 確実に雇用を生み出したい目的。市町村、自治体の予算では限りがあるので、委託事業を使って将来的にも雇用に結び付くようなものを生み出していく。ことを担っている。生み出す成果物は観光のツアーのメニューであったり、レストランなどで共通して提供する特産物、お土産品、お土産品をつくる工場の商品が売れば雇用のサイクルが生まれる。自治体が率先してできればいいが、機動力を働かせて実際に動くとなると限度がある。
- (委員) 実施要綱13ページの7番の(3)に各地域における事業終了時・・・公表することがあるとなっているが、ぜひ公表してほしい。市民納税者も見られるように。
- (事務局) 了解しました。

☆委員長より

公共調達監視委員会設置要綱、第9条に基づく局長への意見・勧告の有無など、その点は如何か。  
今回は特段申し上げることはなし。